

事務連絡
令和5年10月6日

高知県災害福祉支援ネットワーク会議
構成団体 御中

第7回高知県災害福祉支援ネットワーク会議議事概要の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年9月8日に開催いたしました第7回高知県災害福祉支援ネットワーク会議の議事概要を送付いたします。お手数をおかけいたしますが、内容をご確認くださいますようよろしくお願ひいたします。

なお、第8回会議は令和6年3月に開催予定です。改めてご案内いたしますので、今後ともご支援ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

【問い合わせ先】

高知県災害福祉支援ネットワーク会議 事務局

(社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 担当:鳴川)

〒780-8567 高知市朝倉戸375-1 県立ふくし交流プラザ1階

電話:088-844-4611 FAX:088-844-9443

E-mail:dwat@pippikochi.or.jp

第7回高知県災害福祉支援ネットワーク会議

日時：令和5年9月8日（金）14:00～15:30

場所：高知会館3階飛鳥の間

【出席者】

	団体名	役職名	氏名	出欠
	高知県老人福祉施設協議会	会長	井上 章	○
	高知県介護老人保健施設協議会	会長	中本 雅彦	○
	高知県地域密着型サービス協議会	事務局	伊賀 大輔	欠席
	高知県身体障害者（児）施設協会	協議員	甲藤 真敬	○
	高知県知的障害者福祉協会	防災委員長	小松 淳	○
	高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会	会長	谷 晃	○
	高知県児童養護施設協議会		田村 桂造	○
	高知県通所サービス事業所連絡協議会	会長	細川 忠	○
	高知県保育所経営管理協議会	副会長	渡辺 秀一	○
	高知県社会福祉法人経営者協議会	災害福祉支援委員長	植村 芳明	○
	一般社団法人高知県社会福祉士会	会長	久野 貴裕	欠席
	高知県介護福祉士会	理事	森田 誠	○
	高知県精神保健福祉士協会	災害対策委員	西村 倫	○
	高知県介護支援専門員連絡協議会		橋本 由枝	○
	高知県相談支援専門員協会	会長	住友 芳美	欠席
	高知県医療ソーシャルワーカー協会		小柴 美絵	○
	一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会	会長	中本 知子	○
会長	社会福祉法人高知県社会福祉協議会	副会長	楠目 隆	○
	高知市健康福祉総務課	課長	一圓 真由	欠席
副会長	高知県子ども・福祉政策部	副部長（総括）	田村 敬子	○

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課	チーフ（災害時要配慮者支援担当）	前原 尚太
	主幹	谷 悠太朗
社会福祉法人高知県社会福祉協議会	事務局次長 (兼)人材支援グループ長 (兼)総合人材センター所長	半田 雅典
	総合人材センター主事	鳴川 真央

1 開会

挨拶 高知県災害福祉支援ネットワーク会議 会長 楠目 隆

2 協議

(1) 令和5年度事業計画について

事務局より、令和5年度事業計画及び中央センターの事業予定について説明

- ・実地研修について、どのような予定になっているのか。（楠目会長）
→ 令和3年度に須崎市の訓練にDWATが参加しており、同様の内容を想定している。須崎市の訓練では、地域の方が主体で避難訓練と避難所設置・運営訓練を実施しており、避難所設置が完了したところにDWATが派遣されたという流れで参加した。隊員の訓練としては、要配慮者等のアセスメント及び福祉避難所移送や福祉的支援の助言を行った。また、DWATが十分認識されていないこともあったため、参加住民向けにDWATの説明も行った。
今年度も同様の形を想定しているが、訓練内容は住民が主体的に決めるため、本日時点では未定とさせていただいている。（事務局：県）
- ・DMATについては48時間以内の出動という形であるが、DWATの場合はどのようなイメージをもっておけば良いのか。（楠目会長）
※DMATの活動期間は原則48時間以内とされている
→ DWAT派遣のタイミングは、まずはDMATの医療的なケア、保健師チームであるDHEATの活動が展開された後の活動となるため、発災から概ね1週間程度での活動開始を想定している。1週間以上避難生活が長引き、健康面での不調が出てきだすタイミングがDWATの出番になると考えている。（事務局：県）
- ・資料に静岡県DWATのパンフレットがあるが、平時から市町村、関係団体に周知しておくことで、円滑に支援を行うことができると考えている。また、周知活動と合わせてチーム員の顔を見る関係づくりが必要になる。本県においても日ごろからの関係づくりの取組を行う必要性を感じている。（植村氏）

(2) 高知県災害派遣福祉チーム活動マニュアルの改定について

事務局より、マニュアル改定について説明

- ・このマニュアルはどんなイメージで作っていると理解すれば良いか。（楠目会長）
→ 基本的にチーム員が現地で活動するときの道しるべとなるものとして整理をしている。
そのため、もう少し具体的な内容に更新をしていく。（事務局：県社協）
- ・改定の流れについて、本日提案されている内容は確定しているものなのか。（楠目会長）
→ あくまでも素案段階である。これから詳細を詰めながら、3月の委員会で承認いただく流れになるため、ぜひたくさん意見をいただきたい。（事務局：県社協）
- ・マニュアルが分かりやすくなれば、チーム員の不安も少なくなっていくため、現実的に使えるようにブラッシュアップしていってもらいたい。（小松氏）

- ・派遣調整が1回になっているが、どのような調整方法を想定しているのか。（西村氏）
 - マニュアル上は1回打診をして派遣決定の流れになっているが、実際上は何往復かのやり取りを経て決定となる。調整は、例えば派遣予定が1か月間であれば、この1ヶ月で各隊員に派遣対応が可能な日程を確認し、事務局で調整するようになる。（事務局：県）
 - ある程度各隊員が派遣対応可能な時期を確認しながら組み合わせをしていくことになる。
(事務局：県社協)

- ・DMATの場合は、同様の職場内でチームを組んでいると思うが、DWATはどうか。（楠目会長）
 - 現状として、同施設ごとのチーム編成は難しい。発災後に対応できる隊員でチームを編成する。チームとして円滑に活動するためには、平時からの関係づくりが重要であるため、今後の展開を県と協議していきたい。
(事務局：県社協)

- ・派遣に際して、法人・事業所の長が把握できる流れになっているか。（楠目会長）
 - 現行のマニュアルでは、チーム員との直接のやり取りしか記載していないが、改定案では所属長にも同様の連絡を行い、所属法人・事業所内で協議のうえ派遣可否の回答をいただく流れとなるよう再整理している。（事務局：県社協）

- ・チーム員が多くなった時に派遣調整にかかる労力が相当なものになる。医療ソーシャルワーカー協会は、東日本大震災で派遣者の共有カレンダーを作成した。どの期間を誰が対応するのか分かるようになっていたため、手薄な期間について会員から積極的に連絡を貰え、この仕組みで3年以上継続できた。このような仕組みで、手上げ方式で調整することを検討してもいいのではないか。（中本（雅）氏）
 - 今後、チーム員数が多くなり、調整が煩雑になることも想定して、調整方法について事務局で協議を進めていきたい（事務局：県社協）

- ・小規模な事業所から派遣すると、人繋りが厳しくなる。DWAT派遣に対する人員配置基準の配慮はあるのか。また、派遣中の事故等への対応はどのようにになっているか（細川氏）
 - 過去の大規模災害では、厚生労働省から人員配置基準の緩和通知が出されるケースがあった。その都度の判断にはなるため、毎回緩和がされるとは限らない。
また、DWAT活動中の事故に関する保険を県でかけているためご安心いただきたい（事務局：県）

（3）その他

災害福祉支援活動、相互応援に関する受援課題について（意見交換）

- ・東日本大震災では、福祉サービスを継続するよう厚生労働省から通知が発出され、利用者のサービス再開に奔走した。特に避難所に避難されている方は、状況が大きく変わっているため、ケアプラン再作成のためのアセスメント取り直しが必要になる。DWATが実施したアセ

スメント情報を引き継ぐことは可能か。（橋本氏）

→ 公的な支援である DMAT、DWAT 間での個人情報の共有は問題ない。ただ、民間の事業所への提供の可否は確認が必要。

個人情報保護法よりも災害対策基本法が優先されるため、法律上は、緊急時に命、財産を守るために個人情報提供は認められているが、今回の事例は緊急時ではないため、確認後の回答とさせていただきたい。（事務局：県）

→ 【会議後、国の災害福祉支援ネットワーク中央センターに確認】

法令等で公的支援チームがアセスメント等により取得した個人の情報を、本人の同意なしに民間事業所に提供して良いとはなっていない。そのため、都度、被災者本人から情報の提供の同意を得てから、引き継ぐこととなる。

・現在職種的に看護職が少ない。チーム員の属性として看護職が増える方が理想なのか
(中本（知）氏)

→ (多様なニーズに対応するため) 複数職種の連携が必須であることから、できるだけ多様な職種の方により多くチーム員になっていただきたい（事務局：県社協）

・(施設応援について) 現在、愛媛県の施設から発災時に施設応援をいただくようになっている。しかし、南海トラフ地震発生時は高速道路に交通規制がかかるため、すぐに駆け付けていただくことが難しい状況である。施設の特性上、速やかな応援が必要不可欠なので、交通規制対象外車両に福祉分野の車両も位置付けられないだろうか（小松氏）

→ まず、DWAT が使用する車両については公的な活動であることから、交通規制の対象外車両となる。しかし、民間施設の応援となると、対象外車両と整理することは困難と思われる。

発災後に警察に届け出を行い、その都度の判断になる。（事務局：県）

3 その他

・次回ネットワーク会議について、令和 6 年 3 月ごろを予定

4 閉会

挨拶 高知県災害福祉支援ネットワーク会議 副会長 田村 敬子